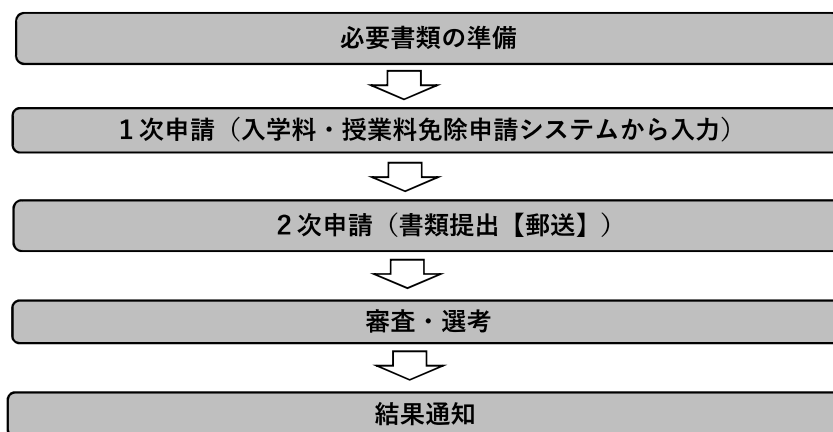


熊本大学 令和4年度 入学料免除・徴収猶予及び授業料免除 (通年) 申請のしおり

大学院
養護教諭特別別科
特別支援教育特別専攻科

新入生用（私費留学生を除く）

《入学料免除・徴収猶予及び授業料免除申請の手順》



【目次】

1. 入学料免除・徴収猶予制度及び対象者	P 1
2. 授業料免除制度及び対象者	P 1
3. 「災害枠」の制度及び対象者	P 2
4. 選考方法	P 2
5. 免除の判定結果の確認方法	P 2
6. 免除申請に係る収入限度額の目安	P 3
7. 申請手続	P 4
8. 提出書類	P 7
9. 「入学料免除・徴収猶予申請書」及び「授業料免除申請書」作成について	P10
10. 免除に関するQ & A	P15
11. 申請に当たっての注意点・個人情報の取扱い・問合せ先	P16
12. 提出前セルフチェックリスト	P17

1. 入学料免除・徴収猶予制度及び対象者

※入学試験の進学者選考に合格し、修士課程（博士前期課程）から博士課程（博士後期課程）に進学する者は、入学料免除等の申請は必要ありません。

（１）入学料免除

以下の申請資格者を対象として、学生からの申請に基づき選考の上、入学料の全額又は半額の納入が免除される制度です。

- ①経済的理由により入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者（大学院のみ）
- ②入学前1年以内において、入学者の学資を主として負担している者が死亡し、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の被害を受け、入学料の納入が著しく困難と認められる者

（２）入学料徴収猶予

以下の申請資格者を対象として、学生からの申請に基づき選考の上、入学料の納入が猶予される制度です。（この制度は、入学料の納入を一定期間猶予するものであり、免除ではありません。）

- ①経済的理由により納入期限までに入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ②入学前1年以内において、学部等に入学する者の学資負担者が死亡し、又は学部等に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納入期限までに入学料の納入が困難であると認められる者

※注意

入学料免除のみ申請し、免除結果が、不許可となった者及び免除となり半額を納入する必要がある者については、結果発表後、**2週間以内（7月上旬～中旬）**に学生本人宛に届く「**振込依頼書（振込手数料：本人負担）**」を使用し納入していただくか、**本学財務課等の収納窓口で納付**していただくことになっています。納入期限まで期間が短いので、入学料免除を申請する者は、入学料徴収猶予を併願することをお勧めします。

なお、入学料徴収猶予が許可された場合の納入期限は、**令和4年9月30日（金）**までですが、不許可となった場合は、結果発表後**2週間以内に納入**していただくことになります。

2. 授業料免除制度及び対象者

以下の申請資格者を対象として、学生からの申請に基づき選考の上、授業料の全額又は半額の納入が免除される制度です。

- ①経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業成績優秀と認められる者（大学院のみ）
- ②授業料の各期ごとの納期前6ヶ月以内（新入生の入学した日が属する学期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の被害を受け、授業料の納入が著しく困難と認められる者

※注意

免除結果が、不許可となった者及び半額免除となり半額を納入する必要がある者については、授業料を**7月中旬に「授業料の銀行預金口座自動引落とし」**により納入することになります。免除決定から引落としまでの期間が短くなっておりますので、ご注意願います。

なお、7月中旬の**銀行預金口座自動引落とし以降は、本学財務課等の収納窓口での納付**が学部生は保証人宛、大学院生は学生本人宛に届く「**振込依頼書（振込手数料：本人負担）**」を使用し、授業料を納入していただくことになります。

- ・入学料免除・徴収猶予と授業料免除の申請に必要な様式や証明書類等は、共通で審査します。
- ・入学料免除・徴収猶予と授業料免除の両方を申請する場合は、申請に必要な様式や証明書類等は、1セットのみ提出してください。

3. 「災害枠」の制度及び対象者（入学料免除・徴収猶予及び授業料免除 共通）

災害救助法適用地域で被災した世帯の学生で、家計急変のため修学が困難となった者を対象として、学生からの申請に基づき選考の上、授業料の全額又は半額の納入が免除される制度です。

- ・災害発生後 1 年以内の災害を対象
- ・公的機関発行の罹災証明書により、学資負担者の居住する家屋が「全壊・大規模半壊・半壊（床上浸水）」と判定された者
- ※学資負担者とは、学生本人の保護者（保証人）
- ・独立生計者の認定要件を満たす者に限り、本人所有の持ち家（証明書提出）が被災した場合を対象

4. 選考方法（入学料免除・徴収猶予及び授業料免除共通）

- （1）入学料免除・徴収猶予及び授業料免除は、申請者のうち学力基準と家計基準の両方を満たした者について、本学における予算の範囲内で、家計困窮度の高い者から順に選考を行います。

※家計困窮度が高いと判断された場合であっても、学力基準を満たしていなければ対象となりません。

- （2）学業成績基準は次のとおりです。

- ・大学院修士・博士前期課程 1 年次：本人が在籍する研究科・教育部における入学試験の成績が 上位2/5以内の者又は学部等における学業成績が上位2/5以内の者
- ・大学院修士・博士前期課程 2 年次：前年度までにおいて、標準修得単位数を修得している者で、学業成績等が研究科・教育部の定める一定基準以上の者
- ・大学院博士・博士後期課程：学業成績等が本人の属する研究科・教育部が定める一定基準以上の者
- ・別科・専攻科：入学試験の成績が上位2/5以内の者

「前期も後期も」1 年間は同じ成績で判定されます。

- （3）家計基準については、収入限度額の目安（半額免除の場合）を P 3 に記載しています。世帯収入が本学の定める家計基準額を超過している者（不適格者）が多く見受けられますので、申請前に必ず確認してください。

なお、条件を満たした場合であっても、予算の範囲内で選考を行いますので、必ずしも入学料免除（徴収猶予）、授業料免除されるとは限りません。

- （4）申請に関して、記載すべきことが入力されていないものなど申請書に不備がある場合、又は必要な証明書が提出されていない場合は、選考から除外されます。

- （5）記載内容及び提出書類に虚偽の事実が判明した場合は、免除（徴収猶予）決定後でもその許可を取消することがあります。

※注意

免除結果が「半額免除」「不許可」の場合、入学料と授業料で納入方法と納入期限が異なります。詳しくは、P 1 の各「注意」をそれぞれ確認してください。

5. 免除の判定結果の確認方法

6 月下旬に学生本人が次の要領で学内のパソコンから確認してください。

<http://uportal.kumamoto-u.ac.jp/>にアクセスして学内パソコンから「熊本大学学務情報システム（SOSEKI）」を開く。「学生情報」→「学生ポートフォリオ」→「学費収納状況」→「授業料免除」「入学料免除」「入学料徴収猶予」の欄で結果確認

6. 入学料免除及び授業料免除申請に係る収入限度額の目安（半額免除の場合）

入学料免除及び授業料免除申請者の中には、世帯収入が本学の定める家計基準額を超過している者（不適格者）が多く見受けられます。申請にあたっては、概ね下表を目安としてください。

なお、この目安額は以下の条件で算定していますので、所得の種類、世帯の構成、通学形態や家庭の特別の事情（母子・父子世帯、身体等に障害のある者、長期療養を必要とする者、家計支持者が単身赴任している者）等の有無によって異なってきますので、ご留意願います。

条件：収入・所得限度額 文部科学省が定めた平成15年度「半額免除」の収入基準額を適用

本人＝自宅通学、奨学金受給無し、アルバイト収入無し

父＝家計支持者 母＝専業主婦

世帯の家族構成 1名：留学生若しくは独立生計者として認定された者

3名：本人と両親

4名：本人、両親及び公立高校生（自宅通学）

5名：本人、両親、公立高校生及び公立中学生（自宅通学）

1 給与所得の場合（単位：千円）

この表の金額は、源泉徴収票の支払金額で給与所得控除前の収入金額を指します。また、年金等の金額を含むものとします。

区分	世帯人員	大学院生（修士）	大学院生（博士）
自宅通学	1名	3,880	4,900
	3名	6,050	7,530
	4名	6,780	8,210
	5名	7,230	8,780
自宅外通学	1名	4,515	5,540
	3名	6,640	7,970
	4名	7,220	8,650
	5名	7,670	9,220

2 給与所得以外の場合（商業、工業、林業、水産業及び農業所得等）（単位：千円）

確定申告の売上（収入）金額から必要経費を差し引いた税込み営業利益等の所得金額を指します。

区分	世帯人員	大学院生（修士）	大学院生（博士）
自宅通学	1名	2,100	2,820
	3名	3,620	4,950
	4名	4,200	5,630
	5名	4,650	6,200
自宅外通学	1名	2,540	3,260
	3名	4,060	5,390
	4名	4,640	6,070
	5名	5,090	6,640

<注意事項>

免除の選考は、申請資格を有する者（学業優秀と認められ、経済的に入学料・授業料の納入が困難な者）に対して行われます。

学業成績基準はP2をご覧ください。

ただし、条件を満たした場合であっても、予算の範囲以内で入学料・授業料免除が行われるため、必ずしも免除されるとは限りません。

7. 申請手続（入学料免除・徴収猶予及び授業料免除 共通）

入学料免除・徴収猶予及び授業料免除の申請を希望する者は、申請システムを使用します。

「**1次申請**」（入学料・授業料免除申請システム入力）後に、入力内容が印字された申請書を出し、必要な証明書類を添えて、「**2次申請**」（申請期間内に郵送で提出）してください。

（1）全体の流れ

申請は、次の点に注意してください。

- ① 1次申請（申請システム）を終えていない場合、2次申請（書類提出）はできません。
- ② 各申請期間（1次・2次）を過ぎてからは、一切受付ができません。

1次申請（申請システム入力）の完了後、2次申請（書類提出）を申請期間内にしなければ、申請は辞退として取り扱います。

●授業料免除については、前期分と後期分を併せて申請することができます（「**通年申請**」という）。

ただし、災害枠についてはこの限りではありません。

【後期の授業料免除の申請手続き】

○ 通年申請された方で後期に申請内容に変更がない場合

後期分を前期に申請された申請内容に基づき選考を行いますので、特に必要な手続きはありません。

●通年申請された方で後期までに申請内容に変更がある場合（「**変更申請**」といいます。）

後期の申請期間に変更申請が必要です。後期に申請された変更申請の内容に基づき選考を行います。

前期申請時（4月1日現在）と後期申請時（10月1日現在）で申請内容（家族状況・就学状況・家計状況等）に変更が生じる場合とは、次のとおりです。

- ・世帯の構成員に増減があった（※「世帯」とは同一生計の家族です。世帯分離していても、生計が同一の場合は、構成員に追加する必要があります。）
- ・世帯の構成員の中に新たに障がい者として認定を受けた者がいる
- ・長期療養者・要介護認定者の増減があった
- ・火災・風水害・盗難等の被害を受けた
- ・就学者の増減があった
- ・通学区分に変更があった
- ・令和4年4月以降、就職・退職した人がいる（学生本人のアルバイト状況の変更は、独立生計者のみ対象）
- ・申請前6ヶ月以内に臨時所得（退職金、保険金など）があった
- ・日本学術振興会特別研究員に採用された
- ・年金または恩給の受給を開始した
- ・雇用保険失業給付金の受給を開始・終了した
- ・傷病手当の受給を開始・終了した
- ・児童扶養手当の受給を開始・終了した
- ・生活保護の認定を受けた・取り消された
- ・令和4年10月1日付けでの最短修業年限の超過
- ・上記以外の変更があった（「申立書（様式8）」と変更に係る証明書を提出する）

【入学料免除・徴収猶予及び授業料免除（通年）の申請期間】

選抜種別等	1次申請期間（入力）	2次申請期間（郵送）
養護教諭特別科	令和4年2月21日（月） ～25日（金）	令和4年2月24日（木） ～28日（月）「消印有効」
教育学研究科	令和4年3月11日（金） ～17日（木）	令和4年3月20日（日） ～25日（金）「消印有効」
社会文化科学教育部		
・博士前期課程（教授システム学専攻も含む）		
・博士後期課程（教授システム学専攻のみ）		
医学教育部 ・修士課程 ・博士課程		
保健学教育部 ・博士前期課程・博士後期課程		
薬学教育部 ・博士前期課程		
自然科学教育部・博士前期課程・博士後期課程		
特別支援教育特別専攻科	令和4年3月24日（木） ～28日（月）	令和4年3月28日（月） ～30日（水）「消印有効」
社会文化科学教育部		
・博士前期課程（第3期募集及び国際連携専攻のみ）		
・博士後期課程（教授システム学専攻を除く）		
医学教育部 ・修士課程（第3期募集のみ）		
・博士課程（第3期募集のみ）		
保健学教育部 ・博士前期課程（第3期募集のみ）		
・博士後期課程（第3期募集のみ）		
薬学教育部 ・博士前期課程（第3期募集のみ）		
・博士課程 ・博士後期課程		
自然科学教育部		
・博士前期課程		
（第3期募集及び学部3年次を対象とする入試のみ）		
・博士後期課程（第3期募集のみ）		



審査・選考

4月上旬～6月中旬



結果通知（学務情報システム「SOSEKI」へ掲載）

6月下旬

【後期（授業料）】

※通年（前期・後期）申請者で授業料免除前期の申請時点（4月1日）から、後期の申請時点（10月1日）の間で、その申請内容に変更がない場合は、後期に「変更申請」は不要です。通年での申請内容で審査されます。

1次申請（入学料・授業料免除申請システム入力）

7月28日（木）～8月5日（金）



2次申請（書類提出）

7月28日（木）～8月8日（月）



審査・選考

8月上旬～11月中旬



結果通知（学務情報システム「SOSEKI」へ掲載）

11月下旬

(2) 各手続きについて

必要資料の準備

このしおりのP7の「8. 提出書類」を確認して必要な証明書類を事前に準備してください。様式は、申請システムからダウンロードしたものを使用してください。



1次申請（入学料・授業料免除申請システム入力）

※申請システム入力については、「申請システム入力方法」（後日、本学公式ウェブサイトに掲載します）を参考に行ってください。



2次申請（書類提出【郵送】）

1次申請後、「入学料・授業料免除申請システム」から提出必須の「授業料免除申請書」「授業料免除連絡票」、「アルバイト収入状況申立書」、「奨学金受給状況申告書」及び家計審査に必要な様式（P7～P9参照）を出力し、各証明書類を添付の上、次の要領で郵送してください。

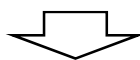
※提出前には、再度、不備や不足が無いか確認してください。

【申請方法】「レターパックライト」での郵送のみ

【申請期間（消印有効）】 P5参照

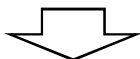
【申請先】〒860-8555 熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40-1
熊本大学学生生活課経済支援担当 宛

※書類提出は、「レターパックライト」（追跡確認ができるため）を使用し、品名欄に「受験番号」、「学部、教育部等名」及び「入学料免除申請書類等在中」と記載して郵送してください。また、電話番号は必ず記載してください。



不備書類等の連絡（不備等がある場合）

- 書類の不備等があった場合には、大学に登録されているメールアドレス等または、「レターパックライト」の連絡欄に記入されている連絡先等に連絡します。速やかに対応してください。連絡に回答がない場合や期限までに提出がない場合は、申請を取り下げたものと見なします。
- 申請者と連絡が取れないことにより申請者が不利益を被った場合、本学はその責を負いません。



結果通知

- 免除の最終判定の結果は、前期分は6月下旬、後期分は11月下旬に通知予定です。電子掲示板及び学内掲示により通知について連絡します。
- 免除の結果は、学務情報システム「SOSEKI」に掲載しますので、学生本人が次の要領で確認してください。ご家庭（保護者等）へ郵便での通知は行っておりません。

<http://uportal.kumamoto-u.ac.jp/>にアクセスして学内パソコンから「熊本大学学務情報システム（SOSEKI）」を開く 「学生情報」→「学生ポートフォリオ」→「学費収納状況」→「入学料免除」、「授業料免除」欄で結果確認

8. 提出書類 入学科免除・徴収猶予及び授業料免除（共通）

※マイナンバー記載の書類を発行してしまった場合は、その部分を黒く塗りつぶして提出してください。

○「入学科免除・徴収猶予申請書」、「授業料免除申請書」

○添付書類

全員提出

（様式1）授業料免除連絡票（入学科免除・徴収猶予申請の方は読み替えて使用）

（様式2）アルバイト収入状況申立書

（様式3）奨学金受給状況申告書

該当者が提出 → 該当するもの（p8～9参照）を提出（必須）

（様式4）源泉徴収票等貼付台紙

（様式5）給与支給（見込）証明書

（様式6）退職及び退職金支給証明書

（様式7）在学状況及び授業料免除状況証明書

（様式8）申立書・（様式8の2）就労に関する申立書

（様式9）母子・父子世帯申立書

（様式10）独立生計者申立書

（様式11）長期療養証明書

（様式12）単身赴任証明書

（様式13）主たる家計支持者の別居（単身赴任等）に係る支出状況申告書

（様式14）年金受給状況申告書

（様式15）生活保護支給申立書

（1）申請者全員が提出する書類（必須）

提出書類	留意事項
入学科免除・徴収猶予申請書（A4版, 3枚）	令和4年4月1日現在にて入力してください。片面印刷で、必ず1～3ページの左上をホチキス留めして提出してください。
授業料免除申請書（A4版, 3枚）	免除申請書に添えて提出してください。（様式1）
授業料免除連絡票	該当がなくても必ず提出してください。（様式2）
アルバイト収入状況申立書	受給していなくても必ず提出してください。（様式3）
奨学金受給状況申告書	
市区町村発行の最新の所得（課税）に関する証明書（原本） ※ 収入 所得 課税額 これらの必要項目が全て記載されているもの。証明書の名称は地方自治体により異なります。申請時現在の最新版は、令和2年分（令和2年1月～令和2年12月）の証明です。	幼児、就学者を除く同一生計家族全員分の個人証明（1人1枚）が必要です。世帯分（家族で1枚）ではありませんのでご注意ください。専業主婦等や18歳以上で収入がない方（予備校生を含む）の分もすべて必要です。 ※大学院生の場合は、必ず本人分も提出してください。申請者の兄弟姉妹が学生（就学者）の場合は必要ありません。

（2）該当者が提出する書類 ※P17にチェックリストがありますので活用してください。

※（1）の申請者全員が提出する書類（必須）だけでは審査ができません。本人と同一生計家族でP8～P9の対象者に該当する場合は、該当する全ての項目について、証明書等を提出してください。

（源泉徴収票（写）や確定申告書（写）を提出する場合も、市区町村発行の所得（課税）証明書は全員必要です。）

※ 同一生計とは、同居・別居を問わず家計を支える者が送金等を行うなど、生活費に一体性がみられる状態のことをいいます。

所得等に関する証明書類

※（写）以外は原本の提出が必要です。

対象者	本人 チェック	証明書等	発行機関等
給与所得者 (パート・アルバイト等を含む。申請者本人の アルバイトは不要) ※右の①～④について該当するものを提出。② ～④に該当する場合は就労に関する申立書(様 式8の2)も必ず提出のこと。		①令和2年12月以前から同一会社等に継 続して勤務している場合	源泉徴収票(令和3年分)(写) ※複数の勤務先が ある場合は、すべてを提出
		②令和3年1月以降に就職・転職し、現 在も継続して勤務している場合	給与支給(見込)証明書(様式5) 就労に関する申立書(様式8の2)
		③令和3年1月～令和3年9月に退職し た場合(退職日が確認できるもの)	退職日が確認できる以下のいずれかの書類 離職票(写)、源泉徴収票(令和3年分)(写)、退 職及び退職金支給証明書(様式6)※、(様式8の 2)も併せて提出すること。
		④令和3年10月以降に退職した場合 (退職金がない場合も必要)	退職及び退職金支給証明書(様式6) 就労に関する申立書(様式8の2)
給与所得以外の所得がある者 (自営・農業等・外交員・不動産・雑所得・利 子配当・株式譲渡・一時所得等がある者)		令和3年分確定申告書の第一表・第二表・第三表(税務署に提出した申告書控)(写) ※ 確定申告で分離課税分がある場合は、第三表も提出すること。 ※確定申告を行っていない場合は、令和4年度市(町)県民税申告書等の令和3年分の収入金 額、必要経費、所得金額が分かるもの	所得者本人
		令和3年の中途以降に新たに事業を始め た場合	最近3ヶ月の収入金額、必要経費、所得金額が分かる もの。実績がない場合は、上記の見込み金額が分かる もの(事業主本人の申立書、A4版様式自由、署名、 押印、コピー不可)(様式8の2)
年金(恩給)受給者 ※公的年金(老齢基礎・厚生・障害・遺族・共 済・企業・農業年金等)、個人年金、恩給等		※(様式14)を1人1枚ずつ使用し、次の中で一番日付の新しいものを貼付の上、年金の 種類別の年額を全て記入して提出すること。 ・最新の年金額改定通知書(写) ・年金振込(支払)通知書(ハガキ)(写) ・年金の源泉徴収票(写)	日本年金機構、共済 組合、保険会社など
入学前1年以内(R3.4.1～R4.3.31)に臨時所得 (退職金、保険金など)がある場合		退職金源泉徴収票(写)、保険金支払証明書など臨時所得の金額及び受取日が分かるもの(退 職金がある場合は、退職及び退職金支給証明書(様式6))	勤務先 保険会社など
失業中の場合		雇用保険受給資格者証(第1面～第4面)(写)	ハローワーク
休職中の場合		休職証明書(休職期間が明記されているもの) 傷病手当受給者は傷病手当金通知書(写)など支給月額が分かるもの	健康保険組合等
育児休業中の場合		育児休業手当、育児休業給付金受給資格者証(写)など支給月額が分かるもの	ハローワーク等
児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を 受給している場合		最新の認定・支払通知書又は児童扶養手当受給証など支給額が分かるもの(写)	市区町村など
生活保護を受けている場合		最新の保護決定通知書など扶助料(最近3ヶ月分)が分かるもの(写) 生活保護支給申立書(様式15)	市区町村など
健康管理手当を受けている場合		健康管理手当証など支給額が分かるもの(写)	所轄官庁
就労可能で無職無収入(専業主婦を除く。)の 者がいる場合 (18歳以上の者で予備校生を含む。)		申立書(様式8)	該当者本人
日本学術振興会特別研究員に採用されている場 合(本人及び配偶者)		採用決定通知書(写)、研究遂行経費の申請状況の判断できるもの	日本学術振興会

特別控除に関する証明書類

対象者	本人 チェック	証明書等の種類	発行機関等
母子・父子世帯		母子・父子世帯申立書(様式9)	申請者本人
就学者がいる場合(本人及び小・中学生を除 く。)		在学状況及び授業料免除状況証明書(様式7) ※必ず本学の(様式7)を使用してください。	就学者の在学学校
障害者、要介護者(要介護認定1～5)、原爆 被爆者(原爆被爆者は障害がある場合のみ)が いる場合		障害者手帳(写)、療育手帳(写)、介護保険被保険者証(一・二面)(写) 被爆者健康管理手帳(写)など	所轄官庁、病院など
6ヶ月以上の長期療養者がいる世帯		長期療養証明書(様式11) ※申請時現在、仕事に復帰している場合は該当しません。	病院、薬局など
申請前6ヶ月以内(新入生については入学前 1年以内)に火災・風水害にあった世帯(※)		被(罹)災証明書、被災証明書などの被害金額が分かるもの又は被害届受付番号など 確定申告により雑損控除を受けている場合は、その金額が分かるもの 損害保険金等がある場合は、その支払金額が分かるもの	消防署、警察署、市 区町村など
主たる家計支持者が別居している世帯(勤務先 の命令によるものに限る。)		単身赴任証明書(様式12)及び主たる家計支持者の別居(単身赴任等)に係る支出状況申告書 (様式13) ※証明となる領収証等のコピーも提出してください。	勤務先など
学費負担者が6ヶ月以内(新入生については 入学前1年以内)に死亡した場合		死亡が確認できる書類 (退職金・保険金・遺族年金等の支払(見込)金額が分かる書類も併せて提出すること。) ※Q&A⑩(15ページ)参照	保管中のもの 勤務先、関係機関

独立生計者に関する証明書類

対象者	本人 チェック	証明書等の種類	発行機関等
独立生計者（次の全ての認定要件に該当すること。） 【認定要件】 1. 所得税法上及び健康保険上、父母等の扶養家族でない者 2. 本人（及び配偶者）の父母等と別居している者 3. 本人（または配偶者）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書等が発行される者		独立生計者申立書（様式10）及び以下に例示する書類の提出により、全ての認定要件を満たしていることを証明してください。 ・本人又は配偶者が筆頭の健康保険被保険者証（写）（国民健康保険の場合は、本人または配偶者が世帯主）（要件1） ・住民票・運転免許証などの本人（または配偶者）及び父母に関する確認書類（写）（要件2） ・本人（配偶者があるときは配偶者を含む。）の最新の市町村発行の所得（課税）証明書（原本）及び源泉徴収票（写）または確定申告書（写）第一表・第二表（控）（写）など収入が確認できるもの（要件3）	本人所持のもの 市区町村など 市区町村、勤務先など

災害枠の証明書類

対象者	本人 チェック	証明書等の種類	発行機関等
「災害枠」での授業料免除申請者 （家屋が「全壊」「大規模半壊」「半壊」「床上浸水」の者）		市町村発行の「罹災証明書」（写）、被災状況に関する写真貼付台紙 ※罹災証明書が申請中の場合は、「交付申請書」（写）及び被災状況に関する写真貼付台紙	市町村

※災害救助法の適用となった災害により被災した世帯で、全壊・大規模半壊の世帯は、「災害枠」で申請してください。
半壊・床上浸水の世帯は、「一般枠」と「災害枠」で併願してください。

その他の証明書類

対象者	本人 チェック	証明書等の種類	発行機関等
令和3年度に申請者本人が給付奨学金を受給した者（卒業・修了後、返還の必要がないもの）		奨学生の決定通知書 ※令和4年4月入学の新入生は、提出不要です。	本人所持のもの

- * 上記以外にも大学側が必要と認める場合、別途書類の提出を求めることがあります。
- * 所得（課税）証明書等の原本を提出する書類は、発行日から3か月以内のものを提出してください。
- * A4サイズより小さいサイズの証明書等は、指定された貼付台紙に貼付のうえ、提出してください。
- 源泉徴収票等・・・様式4 ●年金に関するもの・・・様式14

《注意事項》

- ①給与所得者や年金受給者で確定申告をする方は、必ず、源泉徴収票や年金に係る証明のコピーを保管のうえ、免除申請時にそのコピーを証明書類として大学へ提出してください。
源泉徴収票等のコピーがない場合は、勤務状態（継続・退職）や年金受給期間等が確認できないため、再発行を求める場合があります。
- ②年金受給者がいる場合は、様式14に受給者ごと（1人1枚）に証明書類を貼付し、必要事項を記入のうえ、提出してください。

9. 「入学科免除・徴収猶予申請書」及び「授業料免除申請書」作成について

入学科免除・徴収猶予

令和4年4月1日現在で作成すること。

入学科免除・授業料免除申請システムへは、事前に下書きの申請書を作成し、入力すべき項目を確定した後、申請システムへ入力を行ってください。

入 学 料 ※ 免 除 申 請 書		徴 収 猶 予	
令和4年4月1日			
熊本大学長 殿			
自然科学	研究科 数管部	理学	専攻 専攻
		※ 修士 博士(前期)	※ 博士(後期)
入進学年月		令和 4 年 4 月	※ (入学・進学・編入学)
学年		1 年	
氏名(本人が署名すること)		熊 本 一 郎	
※ 入学科納入困難のため、令和 4 年度の入学科を(免除・徴収猶予)くださるよう関係書類を添えてお願いいたします。			

(1) 入学科免除・徴収猶予申請書

(1次申請で入力)

記載内容は令和4年4月1日現在の状況を入力してください。

なお、入力内容が、事実と異なることが判明した場合は、免除が許可となっても許可を取り消す等、処分の対象となることがありますので注意してください。

(申請理由：本人が具体的に書くこと)
父は、衣料品店を営業していますが、数年前に自宅近くに大型店が進出したため、売上高が減少し、経営不振に陥っている状態です。
私は大学院生となり、勉学に忙しくなり、アルバイトをする時間的余裕がありません。
また、弟を含めた3人の学費の出費が多く、家計に大きな負担となっています。
以上の理由により、入学科の納入が非常に困難なため、入学科の免除・徴収猶予を認めていただきますようお願いします。
.....
.....
.....
.....
.....
(主たる家計支持者が無職・失職中の場合、その年月、生活費の出所)
..... 年 月 ~
・生活費の出所:
.....

(2) 申請理由

①本人を主体にして入力してください。

記載内容は、申請時現在(令和4年4月1日現在)において申請するに至った事情、特に説明を要する事情、経済的に授業料の納付が困難な理由を具体的に入力してください。

※ローン返済は申請理由として相応しくありません。

②主たる家計支持者が無職・失職中の場合は、その年月、生活費の出所を所定欄に入力してください。(主たる家計支持者が無職・失職中の場合、いつからその状況にあるのか、生活費をどのようにまかなっているのか、再就職の見通し等について入力してください。)

③火災・風水害等の事情で申請する場合は、被害年月日、被害内容について詳細に入力するとともに、家庭調査票の「特別控除」欄の「火災・風水害・盗難等の災害を受けた世帯」欄にも入力してください(被害額証明書、被(罹)災証明書等が必要です。)。なお、災害

救助法の適用となった災害により被災した世帯(全壊・大規模半壊・半壊・床上浸水)の学生は、火災・風水害等の事情での申請ではなく、『災害枠』の申請書によって申請してください。

授業料免除

令和4年4月1日現在で作成すること。

入学料免除・授業料免除申請システムへは、事前に下書きの申請書を作成し、入力すべき項目を確定した後、申請システムへ入力を行ってください。

授 業 料 免 除 申 請 書

令和 4 年 4 月 1 日

熊 本 大 学 長 殿

自 然 科 学 研 究 科 理 学 専 攻 修 士 博 士 (前 期) 博 士 (後 期) 課 程

入 進 学 年 月 令 和 4 年 4 月 (入 学) 進 学 ・ 編 入 学)

学 年 1 年

氏 名 (本 人 が 署 名 す る こ と) 熊 本 一 郎

授 業 料 納 入 困 難 の た め 、 令 和 4 年 度 の 授 業 料 を (※ 通 年 ・ 前 期 後 期 分) 免 除 く
だ さ る よ う 関 係 書 類 を 添 え て お 願 い いた し ま す 。

(1) 授業料免除申請書 (1次申請で入力)

記載内容は令和4年4月1日現在の状況
を入力してください。

なお、入力内容が、事実と異なることが判明した場合は、免除が許可となっても許可を取り消す等、処分の対象となることがありますので注意してください。

(申請理由：本人が具体的に書くこと)

父は、衣料品店を経営していますが、数年前に自宅近くに大型店が進出したため、売上が減少し、経営不振に陥っている状態です。

私は大学院生となり、勉学に忙しくなり、アルバイトをする時間的余裕がありません。

また、弟を含めた3人の学費の出費が多く、家計に大きな負担となっています。

以上の理由により、学費の納入が非常に困難なため、授業料の免除を認めていただきますようお願いします。

(主たる家計支持者が無職・失職中の生活費の出所)

年 月～

・生活費の出所：

休学歴	期間	理由
学歴	～	※ 病気・留学・その他 ()
	～	※ 病気・留学・その他 ()
	～	※ 病気・留学・その他 ()

(2) 申請理由

①本人を主体にして入力してください。

記載内容は、申請時現在（令和4年4月1日現在）において申請するに至った事情、特に説明を要する事情、経済的に授業料の納付が困難な理由を具体的に入力してください。

※ローン返済は申請理由として相応しくありません。

②主たる家計支持者が無職・失職中の場合は、その年月、生活費の出所を所定欄に入力してください。（主たる家計支持者が無職・失職中の場合、いつからその状況にあるのか、生活費をどのようにまかなっているのか等について入力してください。）

③ 火災・風水害等の事情で申請する場合（災害救助法適用外）は、被害年月日、被害内容について詳細に入力するとともに、家庭調査票の「特別控除」欄の「火災・風水害・盗難等の災害を受けた世帯」欄にも入力してください。（被害額証明書、被(罹)災証明書等が必要です。）

なお、災害救助法の適用となった災害により被災した世帯（全壊・大規模半壊・半壊・床上浸水）の学生は、火災・風水害等の事情での申請ではなく、『災害枠』の申請書によって申請してください。

(3) 休學歷

申請時現在に在学している課程において休学歴がある場合は、その期間・理由を入力してください。

(3) 家庭調査票

①学生番号

受験番号が申請システムから出力されます。

②住所

令和4年4月1日現在とし、本人欄と家庭欄の両方を入力してください。引越しの予定がある者は引越先の住所を入力してください。

引越の予定があり、住所が決まっていない場合は、引越予定と入力してください。

③就学者を除く家族

1) 「氏名」欄は同居・別居を問わず申請者と生計を同じくする方で、就学者を除いた家族の全員を入力してください。就学者（小学生以上）は（6）就学者（本人以外）の欄に入力してください。

2) 「年齢」欄は必ず入力してください。

3) 「現在の職業」欄は、無職の場合も空欄にせず、「無職」と入力してください。前年又は本年の途中から就職（業）の場合は、その年月を（ ）書きしてください。

4) 主たる家計支持者に○印、同居・別居（単身赴任者などをいう）をプルダウンで選択してください。

父又は母が死亡・生別の場合は、氏名欄に記名の上（ ）で囲み、その年月等を（7）特別控除の「母子・父子世帯」欄に入力してください。《※例：（熊本太郎）》

※配偶者がいる場合は、父又は母の欄を空欄とし、母の下に「妻（夫）」と入力し、氏名等を入力してください。（他欄には入力しないこと。）

(4) 「収入状況欄」は入力不要です。

家 庭 調 査 票									
学生番号	5				13	フリガナ	クマト 仔ロウ		
						氏 名	熊本 一朗 (23歳)		
住所等	本 人	〒 860-0000 熊本市中央区黒髪〇丁目 〇-〇 Tel 090-0000-0000				家 族	〒 866-0000 八代市〇〇町〇〇 Tel 0965-00-0000		
続 柄	氏 名	年 齢	現在の職業		給与所得の計 (税込) (千円)	給与所得以外の所得計 (税込) (千円)			
本 人					15	20			
就学者を除く家族 (主たる家計支持者に○印、別居者に×)	父	熊本太郎	54	衣料品小売業	25	30			
	母	春子	52	農業会社員	35	40			
	姉	夏子	26	(R2.6~)	45	50			
	祖父	秋夫	77	専従者	55	60			
	祖母	冬子	75	なし	65	70			
						75	80		
					85	90			

入力不要

入力不要

区分		続柄	本人 (千円)	父 (千円)	母 (千円)	姉 (千円)	祖父 (千円)	祖母 (千円)	備考	
収入状況	給与所得 (注1)	給料・賃金								
		役員報酬								
		専従者給与								
		年金・恩給								
		失業給付金								
		生活扶助費								
		アルバイト								
		計								
		給与所得以外の所得 (注2)	商業							
			工業							
農・林業										
漁業										
家賃										
土地代										
利子・配当										
内職										
親戚等の援助										
その他										
臨時所得 (注2)	退職金									
	保険金									
	資産譲渡									
	山林所得									
	その他									
計										

注1. 給与所得は、前年1年間の収入金額（源泉徴収票の支払金額）を記入すること。

注2. 給与所得以外の所得は、前年1年間の収入金額から必要経費を控除した額を記入すること。

(5) 就学者（本人）

①通学区分

令和4年4月1日現在の通学区分をどちらか選択してください。（独立生計者は自宅を選択してください。）

就学者（本人）	通学区分	当年度受給状況 日本学生支援機構奨学金 ※116 1:一種 2:二種 3:併用									
	※115	前年度 給付奨学金（卒業後返還しなくてよい奨学金）のみ記入。貸与奨学金（卒業後返還を要する奨学金）については記入しない。									
	1:自宅	受給状況 (月額) 奨学金名: ○○奨学金 (30) 千円									
	2:自宅外	117 入力不要									
	氏名	設置	在 学 校	通学	前年度状況 (国立学校の就学者のみ記入)						
	区分		区分	授業料免除状況		授 業 料					
				前 期	後 期	年額 (千円)					
	弟 冬彦	※121 1:国立 2:公立 3:私立	※122 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程) 学校名 熊本大学 (理学部) (4)年	※123 1:自宅 2:自宅外 (4)年	※124 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	※125 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	126 5 3 6				
	弟 大地	※129 1:国立 2:公立 3:私立	※130 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程) 学校名 ○○○○高校 (2)年	※131 1:自宅 2:自宅外 (2)年	※132 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	※133 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	134				
	妹 千春	※137 1:国立 2:公立 3:私立	※138 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程) 学校名 医療ビジネス専門学校 (福岡) (2)年	※139 1:自宅 2:自宅外 (2)年	※140 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	※141 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	142				
妹 千夏	※145 1:国立 2:公立 3:私立	※146 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程) 学校名 ○○○中学校 (1)年	※147 1:自宅 2:自宅外 (1)年	※148 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	※149 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	150					
	※153 1:国立 2:公立 3:私立	※154 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程) 学校名 ()年	※155 1:自宅 2:自宅外 ()年	※156 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	※157 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	158					

②当年度受給状況

入力不要です。

③前年度奨学金受給状況

令和3年度1年間（R3.4～R4.3）に受給した給付奨学金（卒業後返還を要しない奨学金）について入力してください。

(6) 就学者（本人以外）

①兄弟姉妹の在学学校等は、令和4年4月1日現在の就学者について入力してください。

就学者とは、次に在籍する者をいいます。小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学（短大、大学院、専攻科、別科を含む。）、特別支援学校、専修学校の高等課程・専門課程、放送大学の全科履修生。

各種学校（予備校、防衛大学校、水産大学校、職業能力開発大学校、農業大学校、インターナショナル・スクール等）に在学している者や、大学の研究生、聴講生、科目等履修生等は就学者に該当しませんので、（4）家庭調査票の「就学者を除く家族」欄に入力してください。

②「設置区分」・「通学区分」は、小中学生も含めて、必ずいずれかを選択してください。

③「在学学校」

- 1) 学校名は正式名を入力し、熊本大学在学の場合は、学部又は研究科・教育部名を（ ）書きしてください。
- 2) 令和4年4月から小・中・高校又は大学等への進学が予定されている就学者がいる場合で、申請時点で進学先が未定の場合は、進学予定者の学校名を（ ）書きしてください。
- 3) 学年は、令和4年4月1日現在で入力してください。

④授業料免除状況は、兄弟等が国立学校に在学している場合の入力欄です。「在学状況及び授業料免除状況証明書（様式7）」をもとに必ず入力してください。「授業料年額」は前期・後期どちらか一方でも授業料免除を受けた場合は、「授業料年額」の入力が必要です。（「授業料年額」は千円未満切上げ）

「在学状況及び授業料免除状況証明書」（様式7）について

- ①高校生以上の就学者については、必ず「在学状況及び授業料免除状況証明書」（様式7）を提出してください。
様式7以外による証明書（在学証明書等）は受付できません。
- ②令和4年4月に高等学校、大学、専門学校等に進学予定の場合は、入学後直ちに進学先から証明を受けて、提出してください。この場合に限り、（様式7）の提出期限は令和4年4月22日（金）とします。
- ③就学者が令和3年度より引き続き令和4年4月以降も進級等で同じ学校に在学する場合（上記②以外）は、現在の学年で証明を受け、2次申請期間内に提出してください。
- ④証明書を提出後に退学等、証明内容に変更があった場合は、速やかに経済支援担当まで申し出てください。

（7）特別控除

特別控除を希望する場合は、必要事項を入力の上、必要書類を提出してください。区分に該当する方がいても、控除を希望しない場合は不要です。

①母子父子世帯

父又は母のどちらか一方あるいはその両方が死亡・生別の場合は、（4）家庭調査票の「就学者を除く家族」欄に（ ）書きにて入力の上、この欄にも入力してください。

特 別 控 除	母子父子世帯	※ 母無 死亡・生別 (年 月) 父無 死亡・生別 (年 月)	201	0:該当せず 1:該当					
	障害者のいる世帯	続柄 (祖母) ※ 障害者・原爆被爆者 (障害 有・無) 要介護者、要介護状態区分 () 続柄 () ※ 障害者・原爆被爆者 (障害 有・無) 要介護者、要介護状態区分 ()	202	人					
	長期療養者のいる世帯	続柄 (祖母) 療養期間 30年8月から ※ 入院・通院・自宅療養 1ヶ月当たり療養費 30 千円 続柄 () 療養期間 年 月から ※ 入院・通院・自宅療養 1ヶ月当たり療養費 千円	203	合計 (年額) (千円)					
	主たる家計支持者の別居	1ヶ月当たり住居・光熱費等 千円	208						
	火災・風水害・盗難等の災害を受けた世帯	被害内容 火災 被害額 3000千円	213						
大 学 家 族 数	家族数	218	人	居住地	220	A: A地域 B: B地域	学 力	223	0:不適用 1:適用
	申請区分	1:一般 2:家計 3:学力 4:事由 5:事情 (家計・経済状況) 6:事情 (災害) 7:事情 (その他)	224		227	評価			
	社会人	225	0:該当せず 1:該当	229					

※ 印は、該当するものを○で囲むこと。

大学認定欄（網掛け部分）は記入しないこと。

②障害者のいる世帯は障害者手帳、要介護手帳、医師の証明書等により入力してください。

原爆被爆者については、障害の有無を選択し、要介護者については、要介護状態区分を入力してください。（手帳のコピーや証明書等と年金を受給している場合はその内容を申告（様式14）してください。）

③長期療養者のいる世帯は、6ヶ月以上療養中又は療養見込の者について、1ヶ月平均療養費を入力してください。（入院の場合の食費は除く。）（様式11を提出してください。）

④主たる家計支持者が別居のために、特別に支出している住居費、光熱・水道費の1ヶ月平均月額を入力してください。（様式12、13を提出してください。）ただし、勤務先から命令された単身赴任で、別居のため特別に支出している実費が単身赴任手当等の金額を上回る場合のみ、控除の対象となります。自己都合の別居は対象外ですのでご注意ください。

⑤火災、風水害、盗難等の被害を受けた場合、支出が増大したり、収入が減少して将来（長期）にわたり著しく困窮状況におかれると認められる場合に限りです。※提出資料等を例として示します。

- ・火災⇒火災時の写真3枚程度、火災保険通知書（金額入り）のコピー等
 - ・風水害⇒風水害の被害が分かる写真3枚程度、風水害支出の領収書等
 - ・盗難等⇒警察署への被害届のコピー、盗難された品物の一覧及び金額がわかるもの等
- ※火災、風水害等で被害があった場合は、写真貼付台紙に写真を貼付してください。

10. 入学料免除・徴収猶予及び授業料免除に関するQ&A

1 次申請（申請システム入力）

	質問	回答
申請手続	① 徴収猶予は申請せずに、入学料免除のみ申請する方が、免除が許可されやすいのですか。	免除のみを申請したか免除・徴収猶予を併願したかで、免除の許可又は不許可の結果に影響はありません。免除申請者は、徴収猶予を併願することをお勧めします。
	② 入学料免除・徴収猶予と同時に授業料免除も申請するのですが、提出書類は2セット必要ですか。	証明書類等の提出は1セットで結構です。
	③ 1次申請、2次申請とは何でしょうか。	入学料・授業料免除申請は、申請システムによる入力が必要です。1次申請（申請システム入力）及び2次申請（書類提出）を完了することで受付します。
	④ 授業料免除申請は、1年に1回すればよいのでしょうか。	通年（前期・後期）申請の場合、授業料免除前期の申請時点（4月1日）から、後期の申請時点（10月1日）の間で、世帯の構成員の増減、就学者の増減、就職/退職した人、年金等の受給開始等が無ければ提出の必要はありません。
	⑤ 1次申請確定後に間違いに気づいたので、変更したいのですが、可能でしょうか。	1次申請期間内であれば、申請内容の修正は可能です。申請期間が過ぎた後に修正する場合は、経済支援担当まで連絡してください。

2 次申請（書類提出）

	質問	回答
提出書類	⑥ 2次申請の受付期限までに一部の書類が間に合いません。	レターバックライトで郵送する際に、不足書類がある場合は「授業料免除連絡票」に提出予定日を記入して同封してください。間に合わない書類は、提出予定日までに別途送付してください。
	⑦ 源泉徴収票は、コピーでいいですか。	コピーを提出してください。
	⑧ 高校生以上の就学者の「在学状況及び授業料免除状況証明書」は、各学校が発行する「在学証明書」でもいいですか。	各学校が発行する「在学証明書」では就学者の在学状況や通学状況等が確認できないため、証明書として受領できません。必ず、本学所定の（様式7）をご使用ください。
	⑨ 弟が3月に高校を卒業し、4月から大学に進学予定ですが、「在学状況及び授業料免除状況証明書」は、どちらの学校の分を提出すればよいですか。	4月1日以降の状況についての証明が必要です。4月から新しい学校へ進学予定の場合は、入学後、進学先の学校で証明を受けたものを、進学予定者の提出期限までに提出してください。この場合、申請時には、申請書の就学者の欄に進学予定者の氏名や学校名を入力しておいてください。
	⑩ 親は会社員ですが、所得（課税）証明書と源泉徴収票(写)のどちらも必要ですか。	どちらも必要です。所得（課税）証明書で所得の種類（給与収入・営業所得・農業所得等）やその他の所得（不動産や雑所得等）を確認し、それぞれについて、給与収入であれば源泉徴収票（写）で、営業・農業所得や不動産所得等であれば、所得税の確定申告書（写）、あるいは市（町）県民税申告書（写）で収入又は所得の金額を確認します。
	⑪ 母は専業主婦で収入がありません。収入がない人でも所得（課税）証明書は必要ですか。	収入が無かったことを証明するために必要です。無職であっても、不動産所得等がある場合がありますので、確認のために提出をお願いします。
	⑫ 祖父母は年金受給者ですが、所得（課税）証明書は必要ですか。	必要です。収入が年金のみの場合は、所得（課税）証明書と（様式14）を1人1枚ずつ使用し、次の中で一番日付が新しいものを貼付の上、年金の種類別の年額を全て記入して提出してください。[年金額改定通知書（写）、年金振込通知書（写）、年金の源泉徴収票（写）]
	⑬ 家族に無職の者がいますが、所得（課税）証明書は必要ですか。	必要です。所得に関する証明書に加え、18歳以上で就労可能な無職・無収入の人がいる場合は、無職であることの申立書（様式8）も提出してください。
	⑭ 弟が3月に大学を卒業し、4月から就職しますが、何を提出すればよいですか。	4月の入社以降に、給与支給（見込）証明書（様式5）を提出してください。 なお、 実家から離れて別生計になる場合は、何も提出する必要はありませんし、申請書の家族欄に記入する必要もありません。
	⑮ 父（学資負担者）が3月に退職します（した）が、提出書類は何が必要ですか。	次の書類が必要です。※3～6は該当する全てについて提出してください。就労に関する申立書（様式8の2）はいずれの場合も併せて提出が必要です。 1. 所得（課税）証明書 2. 退職及び退職金支給証明書（様式6） 3. 失業手当を受給する場合：雇用保険受給資格者証（写） 4. 転職した場合：給与支給（見込）証明書（様式5）（新しい職場で証明を受けてください。） 5. 無職となり失業手当を受給しない場合：無職であることの申立書（様式8） 6. 年金を受給する場合：年金決定通知書（写）
	⑯ 父（学資負担者）が、1月に亡くなりました。どのような書類を提出すればよいですか。	1. 死亡が確認できる書類（死亡診断書（写）、戸籍抄本等） 2. 保険金があれば金額・支払年月日が分かるもの（保険金支払計算書（写）等） 3. 退職金があれば、金額・支払年月日が分かるもの（様式6等） 4. 遺族年金があれば、その金額が分かるもの（年金振込通知書（写）等） 5. 保険金・退職金・遺族年金がなければ、その旨を記入した申立書（様式8）
その他	⑰ 授業料の口座自動引落としをしていますが、免除申請中の引落としはどうなりますか。	免除の許可又は不許可の決定があるまでは、申請中の学生の口座自動引落としは行いません。決定後、引き落とすことになります。
	⑱ 学業成績の基準について教えてください。	・ 大学院(修士課程・博士前期課程) 1 年次：本人が在籍する研究科・教育部における入学試験の成績が上位2/5以内の者又は学部等における学業成績が上位2/5以内の者 ・ 大学院(修士課程・博士前期課程) 2 年次以上：前年度までにおいて、標準修得単位数を修得している者で、学業成績等が研究科・教育部が定める一定基準以上の者 ・ 大学院博士課程・博士後期課程：学業成績等が本人の属する研究科・教育部が求める一定基準以上の者
	⑲ 両親からの仕送りがなく、アルバイトと奨学金で生活していますが、独立生計者になりますか。	両親からの仕送りがなければ、独立生計者にはなりません。 次の1～3の全てに該当することが、独立生計者の条件です。 1. 所得税法上、父母等の扶養でないこと。 2. 父母等と別居していること。 3. 本人（配偶者がいるときは配偶者を含む。）に収入があり、その収入について申告がなされ、所得に関する証明書が発行されること。

11. 【申請に当たっての注意点】

- 申請（1次及び2次）は、必ず申請者本人が行ってください。代理人による申請は認められません。
- 1次申請（申請システム入力）後、2次申請（書類提出）を行わなかった場合は、申請を取り下げた者として取り扱います。この場合、後日、申請の取下げ願を提出していただきます。
- このしおりを熟読のうえ、提出書類は不備・不足のないよう早めに準備してください。不備・不足がある場合は、事実確認ができないため選考から除外する場合があります。
- 提出期間を過ぎての申請は、一切受け付けません。ただし、学資負担者の死亡等による家計急変の際は、授業料の納入期限内の窓口開室時間にご相談ください。
- 1次申請期間後、記載事項に変更があった場合は、速やかに学生生活課経済支援担当まで届け出てください。本人の休学や退学、家族の就職や離職、死亡、兄弟姉妹の退学等が対象です。
- 学期途中に休学・退学を予定している場合は、授業料免除の申請が出来ません。申請後にこのような事由が発生した場合は、申請取り下げとなりますので速やかに申し出てください。
- 記載内容が事実と異なることが判明した場合は、免除が許可となっても許可を取り消す等、処分の対象となることがあります。
- マイナンバー制度の運用が開始されましたが、大学ではマイナンバーを受領できないため、免除申請に添付する各種証明書等は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。なお、マイナンバーが記載された各種証明書等の交付を受けた場合は、当該マイナンバー部分を油性のマジック等で塗りつぶしたうえで提出してください。

【個人情報の取扱いについて】

入学料免除・徴収猶予及び授業料免除申請書等に記入された内容や提出された書類等の個人情報は、入学料免除・徴収猶予及び授業料免除選考のために利用し、その他の目的に利用することはありません。

保護者の皆様へお願い

■入学料免除・徴収猶予及び授業料の申請は、学生本人の申請となっており、学生自身がきちんと理解して申請するよう指導しております。

また、免除結果も学生自身が学内のパソコンから確認するようになっており、保護者の方への結果通知や郵送は行っておりません。学生の自立性を促すため、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

【問合せ先】

〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目40-1

熊本大学生生活課経済支援担当

電話：096-342-2151（入学料免除） 096-342-2126（授業料免除）

窓口開室時間：平日 8:30～18:15

MAIL：gag-jumen@jimu.kumamoto-u.ac.jp

提出の必要はありません。

12. 【提出前セルフチェックリスト】

しおりを熟読のうえ、必要書類を全て揃えて提出しましょう。提出期間に合わせて計画的に準備をしましょう。

※書類はマイナンバーの記載がないものを提出すること！

		本人	父	母	夫(妻)	兄	弟	姉	妹	祖父	祖母	他
全 員 提 出	1-1.入学料免除・徴収猶予申請書											
	1-2.授業料免除申請書											
	2.授業料免除連絡票 (様式1)											
	3.アルバイト収入状況申立書 (様式2)											
	4.奨学金受給状況申告書 (様式3)											
給 与 ・ 所 得 関 係	5.市区町村発行の最新の所得（課税）証明書（原本）1人1枚 ※市県民税等まで証明されたもの（非課税の場合も必要）											
	令和3年分源泉徴収票（写）（貼付台紙） (様式4)											
	給与支給（見込）証明書 (様式5)											
	令和3年分確定申告書(写)(第一表、第二表、あれば第三表)											
	令和4年度 市(町)県民税申告書等（写）											
	年金受給状況申告書 (様式14)											
	最新の年金振込通知書(写)・年金改定通知書(写)・年金の源泉徴収票(写)											
	退職及び退職金支給証明書 (様式6)											
	退職日が確認できる離職票・退職金源泉徴収票など（写）											
	雇用保険受給資格者証（第1面～第4面）（写）											
	休職証明書・傷病手当金通知書など（写）											
	育児休業手当・育児休業給付金受給資格者証（写）											
	児童手当等支払通知書（写）または受給金額がわかるもの（写）											
	最新の児童扶養手当証書（写）など受給金額がわかるもの											
	生活保護支給申立書 (様式15)											
	最新の保護決定通知（写）（受給金額がわかるもの）											
	申立書（無収入などを申立書に記入） (様式8)											
	就労に関する申立書 (様式8の2)											
	日本学術振興会特別研究員採用決定通知書（写）											
特 別 控 除 関 係	母子・父子世帯申立書 (様式9)											
	在学状況及び授業料免除状況証明書 (様式7)											
	身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証など（写）											
	長期療養証明書 (様式11)											
	単身赴任証明書 (様式12)											
	単身赴任等に係る支出状況申告書 (様式13)											
独 立 生 計 者	学資負担者の死亡が確認できる書類（写）											
	独立生計者申立書 (様式10)											
	本人又は配偶者が筆頭健康保険者証（写）											
	父母等との別居が確認できるもの											
該 当 者	本人（配偶者も）の所得に関する証明書、源泉徴収票（写）又は確定申告書（写）											
	奨学生の決定通知書（写）（新入生を除く。）											